

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月9日

岩手県人事委員会
委員長 渡 辺 正 和

岩手県人事委員会規則第22号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する

。

改正前	改正後																										
別表第1 市町村（第2条関係） 1 宮古市 <table><tr><th>組 織</th><th>職 員</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>市長の 事務部 局</td><td>本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次 長 推進監 課長 所長 総務課の 係長（人事、給与、<u>服務</u>、<u>職員団体</u> <u>又は法規審査</u>の事務を担当する者に 限る。） 財政課の財政係長 契約 管財課の係長（庁舎管理の事務を担 当する者に限る。） 秘書課の秘書 係長</td></tr><tr><td></td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>教育委 員会の 事務局 等</td><td>〔略〕 小学校 及び中 学校</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	組 織	職 員	〔略〕		市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次 長 推進監 課長 所長 総務課の 係長（人事、給与、 <u>服務</u> 、 <u>職員団体</u> <u>又は法規審査</u> の事務を担当する者に 限る。） 財政課の財政係長 契約 管財課の係長（庁舎管理の事務を担 当する者に限る。） 秘書課の秘書 係長		〔略〕	教育委 員会の 事務局 等	〔略〕 小学校 及び中 学校	〔略〕		別表第1 市町村（第2条関係） 1 宮古市 <table><tr><th>組 織</th><th>職 員</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>市長の 事務部 局</td><td>本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次 長 推進監 課長 所長 総務課の 係長（人事、給与、<u>服務</u><u>又は職員団</u> <u>体の事務を担当する者に限る。）</u> <u>法</u> <u>制執務課の係長</u> 財政課の財政係 長 契約管財課の係長（庁舎管理の 事務を担当する者に限る。） 秘書 課の秘書係長</td></tr><tr><td></td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>教育委 員会の 事務局 等</td><td>〔略〕 小学校 及び中 学校</td></tr><tr><td></td><td><u>北上山</u> <u>館長</u> <u>地民俗</u> <u>資料館</u></td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	組 織	職 員	〔略〕		市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次 長 推進監 課長 所長 総務課の 係長（人事、給与、 <u>服務</u> <u>又は職員団</u> <u>体の事務を担当する者に限る。）</u> <u>法</u> <u>制執務課の係長</u> 財政課の財政係 長 契約管財課の係長（庁舎管理の 事務を担当する者に限る。） 秘書 課の秘書係長		〔略〕	教育委 員会の 事務局 等	〔略〕 小学校 及び中 学校		<u>北上山</u> <u>館長</u> <u>地民俗</u> <u>資料館</u>	〔略〕	
組 織	職 員																										
〔略〕																											
市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次 長 推進監 課長 所長 総務課の 係長（人事、給与、 <u>服務</u> 、 <u>職員団体</u> <u>又は法規審査</u> の事務を担当する者に 限る。） 財政課の財政係長 契約 管財課の係長（庁舎管理の事務を担 当する者に限る。） 秘書課の秘書 係長																										
	〔略〕																										
教育委 員会の 事務局 等	〔略〕 小学校 及び中 学校																										
〔略〕																											
組 織	職 員																										
〔略〕																											
市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次 長 推進監 課長 所長 総務課の 係長（人事、給与、 <u>服務</u> <u>又は職員団</u> <u>体の事務を担当する者に限る。）</u> <u>法</u> <u>制執務課の係長</u> 財政課の財政係 長 契約管財課の係長（庁舎管理の 事務を担当する者に限る。） 秘書 課の秘書係長																										
	〔略〕																										
教育委 員会の 事務局 等	〔略〕 小学校 及び中 学校																										
	<u>北上山</u> <u>館長</u> <u>地民俗</u> <u>資料館</u>																										
〔略〕																											
2 大船渡市 <table><tr><th>組 織</th><th>職 員</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>市長の 事務部 局</td><td>本庁 会計管理者 部長 室長 課長 所 長 次長 秘書課の課長補佐及び秘 書係長 総務課の課長補佐（人事、 給与及び<u>服務</u>の事務を担当する者に 限る。）及び人事係長 財政課の課 長補佐（予算の事務を担当する者に 限る。）及び財政係長</td></tr></table>	組 織	職 員	〔略〕		市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 部長 室長 課長 所 長 次長 秘書課の課長補佐及び秘 書係長 総務課の課長補佐（人事、 給与及び <u>服務</u> の事務を担当する者に 限る。）及び人事係長 財政課の課 長補佐（予算の事務を担当する者に 限る。）及び財政係長	2 大船渡市 <table><tr><th>組 織</th><th>職 員</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>市長の 事務部 局</td><td>本庁 会計管理者 部長 <u>局長</u> 室長 課 長 所長 次長 秘書課の課長補佐 及び秘書係長 総務課の課長補佐（ 人事、給与及び<u>服務</u>の事務を担当す る者に限る。）及び人事係長 財政 課の課長補佐（予算の事務を担当す る者に限る。）及び財政係長</td></tr></table>	組 織	職 員	〔略〕		市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 部長 <u>局長</u> 室長 課 長 所長 次長 秘書課の課長補佐 及び秘書係長 総務課の課長補佐（ 人事、給与及び <u>服務</u> の事務を担当す る者に限る。）及び人事係長 財政 課の課長補佐（予算の事務を担当す る者に限る。）及び財政係長														
組 織	職 員																										
〔略〕																											
市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 部長 室長 課長 所 長 次長 秘書課の課長補佐及び秘 書係長 総務課の課長補佐（人事、 給与及び <u>服務</u> の事務を担当する者に 限る。）及び人事係長 財政課の課 長補佐（予算の事務を担当する者に 限る。）及び財政係長																										
組 織	職 員																										
〔略〕																											
市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 部長 <u>局長</u> 室長 課 長 所長 次長 秘書課の課長補佐 及び秘書係長 総務課の課長補佐（ 人事、給与及び <u>服務</u> の事務を担当す る者に限る。）及び人事係長 財政 課の課長補佐（予算の事務を担当す る者に限る。）及び財政係長																										

	[略]
[略]	

3 花巻市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 理事 会計管理者 部次長 課長 室長 所長（市民生活総合相 談センター及びこども家庭センター の所長に限る。） 総務課の課長補 佐及び法規文書係長 人事課の課長 補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務 を担当する者に限る。） 秘書政策 課の課長補佐（秘書の事務を担当す る者に限る。）及び秘書係長 財政 課の課長補佐（予算の事務を担当す る者に限る。）及び財政係長 法務 専門監 財務専門監 I C T政策推 進監
	[略]	
[略]		

4 [略]

5 久慈市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 所長（地域包括支援センター及び <u>子育て世代包括支援センター</u> の所長 に限る。） 室長 総務課の係長 財政課の係長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 室長
	[略]	
[略]		

6 遠野市

組 織		職 員
[略]		
市長の	本庁	部長 <u>担当部長</u> 会計管理者 課長

	[略]
[略]	

3 花巻市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 理事 会計管理者 部次長 課長 室長 所長（市民生活総合相 談センター及びこども家庭センター の所長に限る。） 総務課の課長補 佐及び法規文書係長 人事課の課長 補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務 を担当する者に限る。） 秘書政策 課の課長補佐（秘書の事務を担当す る者に限る。）及び秘書係長 財政 課の課長補佐（予算の事務を担当す る者に限る。）及び財政係長 法務 専門監 財務専門監 I C T政策推 進監 <u>産業団地整備推進監</u>
	[略]	
[略]		

4 [略]

5 久慈市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 所長（地域包括支援センター及び <u>こども家庭センター</u> の所長に限る。 ） 室長 総務課の係長 財政課の 係長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 <u>技監</u> 課長 室長
	[略]	
[略]		

6 遠野市

組 織		職 員
[略]		
市長の	本庁	部長 会計管理者 課長 所長（地

事務部 局		<u>担当課長</u> 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長 経営企画課の <u>副主幹</u> （秘書の事務を担当する者に限る。） 財政課の課長補佐及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	[略]	
[略]		

7 [略]

8 陸前高田市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	理事 部長 局長 次長 課長 室長 会計管理者 <u>企画調整監</u> <u>政策推進室の室長補佐</u> 及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育次長 課長 <u>室長</u>
	[略]	
[略]		

9 [略]

10 二戸市

組 織		職 員
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	部長 副部長 課長 教育企画課の教育企画係長
	[略]	
[略]		

11 八幡平市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 企画財政課の課長補佐、秘書政策係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長及び契約管財係長

事務部 局		域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長 経営企画課の <u>主査</u> （秘書の事務を担当する者に限る。） 財政課の課長補佐及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	[略]	
[略]		

7 [略]

8 陸前高田市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	理事 <u>参事</u> 部長 局長 次長 課長 室長 会計管理者 <u>企画政策課の課長補佐</u> 及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育次長 課長
	[略]	
[略]		

9 [略]

10 二戸市

組 織		職 員
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	部長 副部長 課長 教育企画課の教育企画係長 <u>及び学校教育主査</u>
	[略]	
[略]		

11 八幡平市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	<u>部長</u> 会計管理者 課長 企画財政課の課長補佐、秘書政策係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長及び契約管財係長

	[略]	
教育委員会 の 事務局 等	事務局	課長
	[略]	
[略]		

12・13 [略]

14 雫石町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	本庁	会計管理者 課長 総務課の課長補佐、副主幹（秘書、人事、給与、服務、職員団体、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）、職員係長、行政庶務係長及び財産管理係長 総合政策課の課長補佐、副主幹（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長
	[略]	
[略]		

15 葛巻町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	本庁	参事 課長 会計管理者 政策秘書課の室長及び人事秘書係長 総務課の室長及び財政係長
	[略]	
教育委員会 の 事務局 等	事務局	[略]
	小学校 及び中 学校	[略]
[略]		

16 [略]

17 紫波町

組 織	職 員
[略]	

	[略]	
教育委員会 の 事務局 等	事務局	<u>教育次長</u> 課長
	[略]	
[略]		

12・13 [略]

14 雫石町

組 織		職 員
〔略〕		
町長の 事務局	本庁	会計管理者 課長 総務課の課長補佐、副主幹（秘書、人事、給与、服務、職員団体、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。） <u>参事</u> 、職員係長、行政庶務係長及び財産管理係長 総合政策課の課長補佐、副主幹（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長
	〔略〕	
〔略〕		

15 葛巻町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	本庁	参事 課長 会計管理者 政策秘書課の課長補佐及び <u>主査</u> （人事、給与又は法規審査の事務を担当する者に限る。） 総務課の課長補佐及び <u>主査</u> （予算の事務を担当する者に限る。）
	[略]	
教育委員会 の 事務局 等	事務局	[略]
	<u>保育所</u>	<u>園長</u>
小学校 及び中 学校	小学校	[略]
	及び中 学校	[略]
[略]		

16 [略]

17 紫波町

組 織	職 員
[略]	

町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 総務課の副課長、総務係長及び職員係長 財政課の副課長及び財産管理係長
	[略]	
	[略]	
18～32 [略]		

町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 <u>所長（こども家庭センター及び施設維持センターの所長に限る。）</u> 総務課の副課長、総務係長及び職員係長 財政課の副課長及び財産管理係長
	[略]	
	[略]	
18～32 [略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。